

第72回

地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！札幌弁護士会 編～

新進会員活動委員会委員 井上 裕貴 (68期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に行っています。今回は、拡大版第6弾として、札幌弁護士会の若手弁護士の方々に札幌の若手弁護士の実情を伺いました。

——札幌弁護士会での若手弁護士に対する支援制度の状況について聞かせて下さい。

●研修全般について

まず、若手支援に関しては、札幌弁護士会では研修制度が非常に充実しています。札幌弁護士会では新規会員になった際、義務的な研修として、労働事件の研修や家事事件の研修等の様々な研修があります。

●模擬相談研修

義務的なものではないですが、登録1年目及び2年目の弁護士を対象とした「模擬相談研修」も存在します。この「模擬相談研修」では模擬法律相談を行った後、期が上の弁護士からアドバイスをいただける研修になっています。

●フォローアップ研修について

この他、札幌弁護士会では新規登録弁護士を対象に、登録1年目の11月頃、「フォローアップ研修」を行っています。フォローアップ研修では、登録後約1年が経過する時期にこの間自分がどう成長したかを確認し、1年を振り返ってもらうという研修です。

●刑事事件について

さらに、刑事事件に関しても「刑事弁護チューター制度」が存在し、期が少し上の先輩弁護士と班を組み、分からないことがあればメーリングリストで先輩弁護士にアドバイスを聞ける体制になっています。この「刑事弁護チューター制度」は登録2年目までの弁護士が対象になっています。

●法律相談センターについて

若手支援とは少し異なるかもしれませんが、札幌弁護士会には民事事件の「法律相談センター」があります。登録1年目の早い時期から、「法律相談センター」に寄せられた

市民の法律相談に先輩弁護士と同席し、先輩弁護士と事件を共同受任することができる場合があります。なお、「法律相談センター」の法律相談名簿に掲載されるためには、2年に1度研修を受けなければなりません。

●パワーハラスメント・セクシャルハラスメント相談窓口について

業務の関係での若手支援とはやや異なりますが、札幌弁護士会には、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントに関しての相談窓口があります。

——若手弁護士の就職状況・勤務状況はいかがですか。

●就職状況・勤務状況

札幌弁護士会の場合、いわゆるノキ弁は非常に少なく、ほとんどの新規登録弁護士は勤務弁護士として法律事務所にも所属します。

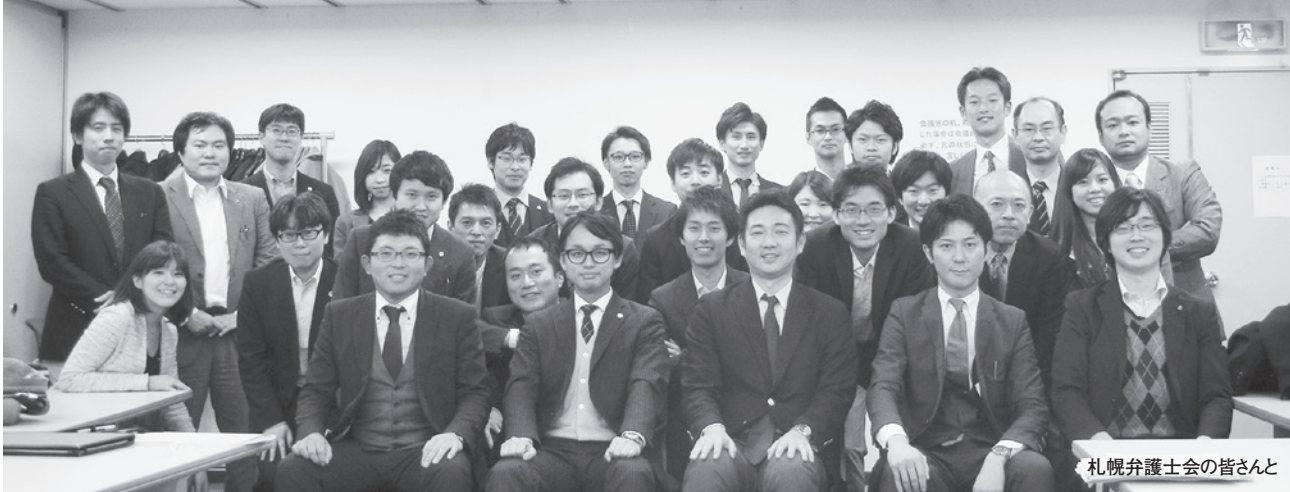
即時独立弁護士に関しては、67期から毎年1人か2人程度存在します。

札幌弁護士会では、ほとんどの法律事務所では勤務弁護士もいわゆる個人事件を行うことができます。その場合には基本的には売上の何割かを事務所に経費として納めなければならないようです。

なお、札幌弁護士会では、勤務弁護士経験後の独立に関しては、新たに事務所を設立するといういわば「純粋な形での独立」の例は少なく、就職した事務所でパートナーになるか、就職した事務所を引き継ぐという形が多いようです。

●インハウスローヤーについて

札幌弁護士会所属の弁護士にもインハウスローヤーがいますが、現在、札幌弁護士会全体で数人程度のようです。



札幌弁護士会の皆さんと

—— 刑事事件について

札幌弁護士会では、国選事件は2ヶ月に1件程度、年間で約5～6件配点される印象です。名簿の種類としては札幌地裁本庁管内の通常の名簿と、「遠距離名簿」という2種類が存在します。

この「遠距離名簿」については、事件配点の当日、「遠距離名簿」に登載されている弁護士に問合せがあり、接見可能な弁護士が受任するという運用になっています。

なお、札幌弁護士会では、弁護士会内で刑事事件の判決の量刑について情報を共有しており、これは全国でも特徴的だと思います。どのように量刑データを共有しているかというと、刑事国選事件終了後、各弁護士が弁護士会に対して報告書の提出を行い、事務局がどのような事件でどのような量刑の判決が下されたかについてデータベースの作成を行っています。札幌弁護士会の会員であれば、そのデータベースをホームページからPDFでダウンロードすることができます。

—— 法律相談について

札幌弁護士会では一般法律相談、離婚法律相談、債務整理法律相談、労働法律相談、高齢者向け法律相談のように名簿が分かれているのが特徴です。弁護士によって登録している法律相談名簿の種類は異なりますが、総じて、少なくとも2ヶ月に1度くらいから年に10回くらいは法律相談名簿から法律相談の割当てが受けられます。

札幌弁護士会の場合、2013年頃から法律相談が無料となったため、2013年以前と比べると受任率は高くありません。正確なデータはありませんが、受任率に関しては、クレサラ相談を除くと5件に1件程度ようです。なお、いわゆるクレサラ相談については、こちらも正確なデータはありませんが、法テラスの代理援助を使えば約2件に1件は破産や任意整理を行う形での受任に繋がるようです。

—— 後見人・管財人業務について

札幌弁護士会では、登録直後から後見人登録名簿に載ることができます。破産管財人についても2015年までは登録1年目の終盤から名簿登載が可能でした。現在、破産管財人については登録3年目から名簿登載と要件が変更になっていますが、意見交換会に出席した弁護士の大多数は、早い段階から後見人・管財人業務を経験しています。

—— 会派活動について

札幌弁護士会には、東京のような会派活動はありません。

感想

札幌弁護士会では、「純粋な形で弁護士の独立が少ない」というお話が非常に印象的でした。即時独立の弁護士が少なく、多くの弁護士がイソ弁（勤務弁護士）として経験を積み、パートナーになるか、事務所を承継するというスタイルは、弁護士同士の距離が近い札幌弁護士会の大きな特徴だと感じました。もっとも、札幌地裁本庁管轄内ではやや難しくなってきたものの、道内の支部管轄のほうであれば一部の自治体を除いて弁護士の需要はあるようにも聞きましたので、東京のように顧問先や事件先の見込みなしに独立することは厳しいという状況にはないかもしれません。

また、後見人・管財人業務について、意見交換会に参加された弁護士のうち登録3年目以上の方は全員が経験済みであったことに表れているように、一般民事事件については若手のうちから様々な経験を積まれている様子が印象的でした。

当委員会では、今後も地方弁護士会の若手弁護士と交流し、当該地方の若手の実情を詳しくご報告したいと思います。